

令和5年の県警察の活動の基本方針となる「香川県警察運営重点」を策定する。

1 運営重点とは

運営指針と重点目標から成っており、その年の県警察の活動方針を示すものである。

2 運営指針とサブタイトル

運営指針及びサブタイトルについては、県警察の基本理念として中期的に取り組むべきものであるため、継続することとした。

【運営指針】

県民の期待と信頼に応える力強い警察

【サブタイトル】

～ 社会の変化を的確に捉え県民の安全を守るために ～

3 重点目標

重点目標は、県警察として重点的に取り組むべき目標であるが、各部署で治安情勢や社会情勢を鑑みて検討したところ、重点目標の項目に変更はなく、その内容について一部変更があった。

- 交通死亡事故の抑止
- 人身の安全を確保するための対策の徹底
- 犯罪防止に向けた取組の推進
- 重要犯罪等の徹底検挙
- 暴力団等組織犯罪対策の推進強化
- テロ等の未然防止の徹底と災害等緊急事態への対処力の強化
- サイバー空間の脅威への的確な対処
- 警察活動を支える基盤整備の強化と柔軟な組織運営の推進

4 重点目標内容の主な変更点について

(1) 暴力団等組織犯罪対策の推進強化について

暴力団等の組織を壊滅させるためには、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りが重要であり、また、特殊詐欺に暴力団等が深く関与している実態を受け、その首魁の検挙や犯罪収益対策を推進する必要があることから、その内容を取り入れたものに変更した。

(2) テロ等の未然防止の徹底と災害等緊急事態への対処力の強化について

依然として厳しいテロ情勢を踏まえ、2023年7月の「G7香川・高松都市大臣会合」等の大規模警備が予定されていることから、その内容を取り入れたものに変更した。

(3) サイバー空間の脅威への的確な対処について

近年のサイバー事案は、悪質・巧妙化の一途をたどっており、これらに対応するためには、厳正な取締りはもちろんのこと、様々な犯行手口をより広い範囲で実態解明した上、被害拡大防止を図ることが重要であることから、その内容を取り入れたものに変更した。

報告事項

行政事件訴訟法に基づく行政処分の取消請求訴訟について、原告の請求を棄却する判決の言渡しがあったので報告する。

1 提訴年月日

令和4年1月14日

2 係属裁判所

高松地方裁判所

3 原告

A女

4 被告

香川県（代表者兼処分行政庁 香川県公安委員会）

5 請求の趣旨

原告は、令和4年1月13日付で香川県公安委員会が行った運転免許の取消処分に対し、事実誤認があり無罪事件に基づく処分であることを理由として、被告香川県に対し香川県公安委員会による当該処分の取消しと訴訟費用の負担を求めて提訴したもの

6 判決

(1) 判決言渡年月日

令和4年11月17日

(2) 主文

- ① 原告の請求を棄却する。
- ② 訴訟費用は原告の負担とする。

公安委員会 説明資料 No. 3	公安委員会の交通規制（専決分）の実施 について	令和4年12月8日 交通部
---------------------	----------------------------	------------------

**報告事項**

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 国道11号豊中観音寺拡幅2工区の4車線化に伴う交通規制の変更等
- 定周期式信号機の廃止及びこれに伴う一時停止の新設等
- 押ボタン式信号機の廃止

等の36か所（区間）を実施する。

**1 交通規制の総括**

交通規制の新設・変更・廃止 [合計36か所（区間）]

規制種別	新設	変更	廃止	規制種別	新設	変更	廃止
自転車以外の車両通行禁止	0	2	0	自転車歩道通行可	0	0	6
横断歩道	1	4	2	自転車横断帯	0	0	5
二段停止線	0	0	2	車両通行帯	1	0	0
最高速度	0	3	2	信号機	0	0	3
一時停止	2	2	0	計	4	12	20
はみ禁	0	1	0				

**2 主な交通規制**

- (1) 国道11号豊中観音寺拡幅2工区の4車線化に伴う交通規制の変更等

三豊市豊中町

- (2) 定周期式信号機の廃止及びこれに伴う一時停止の新設等

三豊市仁尾町 仁尾交差点

- (3) 押ボタン式信号機の廃止

東かがわ市 福栄小学校前